

平成 31(2019 年度)保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の 5 年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成 31 年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

激変緩和措置の解消期限(2020 年 3 月 31 日)を踏まえ、2019 年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

(2018 年度 7.2/10、解消期限までに均等引上げの場合、2019 年度は 8.6/10)

3. 保険料率の変更時期

2019 年度保険料率の変更時期について、2019 年 4 月納付分(3 月分)からでよいか。